

## 第27回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和元年8月26日(月) 午後1時30分より

会議の場所 一之宮支所2階 大会議室

### 会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第2  |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第3  | 報第54号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第4  | 報第55号  | 地籍調査事業の成果による地目変更について                      |
| 日程第5  | 議第196号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第6  | 議第197号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第7  | 議第198号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8  | 議第199号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第9  | 議第200号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第10 | 議第201号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について                |
| 日程第11 | 議第202号 | 農用地利用配分計画(案)について                          |
| 日程第12 | 議第203号 | 高山農業振興地域整備計画(情勢の推移)の変更について                |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、下田初秋、道上 修、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

伊藤 善明、清水直喜、

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、林政部長：細野達也、  
振興主事：池田正人、農地主事：林義一、書記：北村鋭、木戸脇良昭、  
尾形博司、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第30回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は、12番伊藤委員より遅刻の連絡が入っていますが、本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>ご苦労様でございます。 今年も、秋の方付けも済まし冬を迎えようとしています。 先般は、視察研修で九州、福岡へ行ってきましたが、今は名古屋、東京にも劣らない大都会になった気がします。 宮崎県へもサミット等で行く機会はありましたが、かつての賑わいがなくなった感じがありましたが、福岡は活気があると思いました。 本日もいろいろありますが、スムーズに進行できます様よろしくお願ひします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p>

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 3番 丸山委員と、4番 岩本委員を指名しますので  
お願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。  
  
それでは議事に移ります。  
日程第3 報第52号 農地所有適格法人の報告等について  
を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

林農地主 事 今回は54法人のうち5法人についての報告となります。  
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、  
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受  
けた資料により総合的に確認しております。  
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有  
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)  
以上、5件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第55号 地籍調査事業の成果による  
地目変更について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

北村書記 地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る

案件の報告になり、従前の筆数は19筆です。  
(調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、うち農地の筆数、面積を説明)  
以上 1件の報告をいたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第196号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

木戸 脇 本日は、6件の上程です。  
書 記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。  
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)  
(その他の説明)  
2番案件については、経営移譲年金に係るもので、過去の転用案件に伴う農地の異動による親子間での貸借の再設定を行うもの。  
4番案件も同じ経営移譲年金に係るもので、過去に親子間で貸借設定を行った農地で後継者を変更するもの。  
以上、6件 田畑48筆で 計 38,572.51 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第197号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と

します。

事務局の説明を願います。

木戸 脇  
書 記

今回は、3件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

2番については、転用面積規模により別途高山市まちづくり条例の手続きが必要。

以上、3件、田畑6筆で 計 1,844.31 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第198号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇  
書 記

本日は7件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

3番・5番の案件については、転用面積から別途高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上 7件、田畑 16筆、3,604.62 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第199号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇 記 今回は1件の上程です。  
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)  
以上1件、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第200号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は4件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。  
(各受人について認定農業者、担い手の旨、経営内容、作付け予定作目、使用貸借、貸借にあつては存続期間及び新規の旨を説明)  
以上、4件 田畑10筆 15,197㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第201号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は5件の上程です。  
農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑14筆 12,156㎡について、新規10年から11年の賃貸借権を設定するものです。  
以上ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第202号 農用地利用配分計画(案)について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は14件についての上程です。  
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)  
以上、14件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。  
  
(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。  
  
続きまして、日程第12 議第203号 高山農業振興地域整備計画(情勢の推移)の変更について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

尾形書記 この議案については、情勢の推移による変更で、毎年1回見直しを行うものです。本年は、編入2件、用途変更5件、除外24件、除外不可3件の上程です。  
(4項目(編入・用途変更・除外・除外不可)の各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、目的を説明)  
以上、合計34件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

杉本委員 用途変更の5番案件についてですが、今回の件は新たに牛舎を建築する計画となっているが、この申請者は過去に別の場所に同じ目的で農振除外をされた経緯があったと記憶している。ただ、その土地が目的通りに活用されていない状況と思われるが、今回の件との関連性をどう考えたらよいか。

尾形書記 過去の除外申請案件を確認し、あらためて回答させていただきます。



議 長 次回に回答願います。  
他にご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長 意見がありませんので、高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）  
の変更については承認することとします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第27回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

丸山 齊 委員

---

岩本 洋子 委員

---